

庄内町定住応援住まいづくり補助金

【住宅取得支援事業】

庄内町に定住（5年以上居住すること）する意思をもって住宅を取得する方に、住宅取得費用の一部を助成します。

◆ 交付対象となる方 ◆

次のいずれにも該当する方です。（申請者だけでなく、世帯員も該当する必要があります）

- ① 町内に定住（5年以上居住すること）する意思のある方
- ② 町税等（国民健康保険税を含む）の滞納がない方
- ③ 住宅の取得が、4親等以内の者からの相続、譲渡、売買によるものでないこと
- ④ 住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業費補助金、若者定住促進事業助成金等の交付を受けていない方

◆ 補助金の額 ◆

住宅取得費用の7% ただし、次の額が限度額になります。

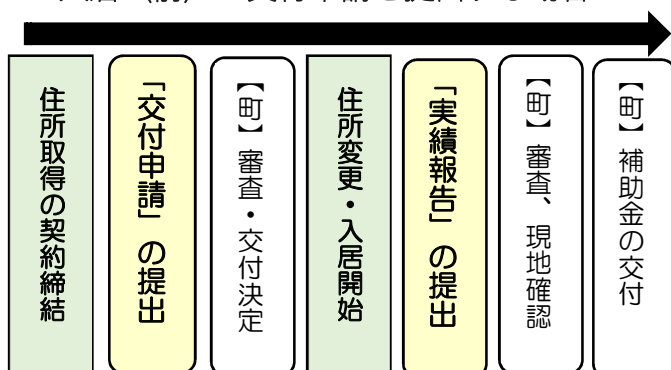
| | 新築住宅取得 | 中古住宅取得 |
|--|---------------------------------------|--------|
| 若者応援型 満46歳未満の夫婦 または夫婦と子の世帯 母子・父子世帯含む | 町内業者が施工する場合：100万円 町外業者が施工する場合：40万円 | 50万円 |
| 定住応援型 若者応援型以外 | 町内業者が施工する場合：70万円 ※町外業者施工は対象となりません | 30万円 |

※ 過去に「定住応援住まいづくり補助金」「持家住宅建設祝金」「緊急消費税対策住宅建設祝金」「新型コロナウイルス感染症対策住宅建設支援補助金」の交付を受けた世帯は、その額を上限から差し引いた額が限度額となります。

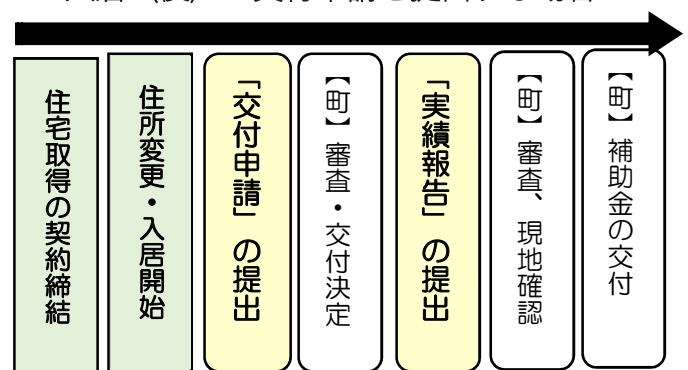
◆ 補助金交付までの流れ ◆

補助金の交付には、「交付申請」及び「実績報告」の提出が必要です。

入居〈前〉に交付申請を提出する場合



入居〈後〉に交付申請を提出する場合



◆ 提出が必要な書類と提出期限 ◆

【交付申請】

- 交付申請書
- 住民票（住宅に住む世帯員全員分）
- 取得する住宅の位置図、平面図、立面図
- 住宅取得価格がわかる契約書の写し
- 前年度分の納税証明書
（町外に居住する方のみ、16歳以上全員分）
- 下請負人内訳書（町内業者施工の場合）

【実績報告】

- 実績報告書
- 取得した住宅の登記事項証明書の写し
- 取得した住宅に入居後の住民票
（世帯員全員が記載されているもの）
- 住宅取得価格がわかる領収書の写し
（領収書または振込依頼書の写し）
- 取得した住宅の写真 2・3枚
- 相手方登録申出書

● 提出期間 ●

始まり：契約を締結した日から

終わり：取得した住宅に住所を定めて2ヵ月以内

● 提出期限 ●

①取得住宅に住民票を移した日 ②登記完了日 ③支払完了日

①～③のうち最も遅い日から2ヵ月以内
または、2月10日のいずれか早い日まで

◆ 言葉の説明 ◆

「若者応援型」

申請時点で満46歳未満の夫婦、または夫婦と子の世帯のことで、母子・父子世帯を含みます。

（注）取得した住宅の同居者に満46歳以上の方がいる場合は対象となりません。

「町内業者」

庄内町商工会に加入し、庄内町に法人町民税を納付している法人または個人事業者。

（下請負人がある場合は、下請負人数及び費用の1/2以上が町内業者の場合に限ります）

「住所を定める」

取得した住宅に住民票の住所を変更した日です。

「入居した日」

取得した住宅に住民票の住所を変更した日です。

※実際の入居日が住民票住所変更日の後になる場合は、公共料金の使用開始のお知らせなどの入居を開始した日を確認できる書類が必要です。

「申請者」

「交付申請」及び「実績報告」をされる方です。申請者は、「契約者」であり、「取得する住宅の持分が1/2を超える方」となります。→申請者・契約者・登記事項証明書において持分1/2以上となる方は一致する必要があります。その点あらかじめご確認のうえ、申請者名を記入してください。

◆ 申請にあたっての注意事項 ◆

- 取得（完成）及び入居日が翌年度になる場合は、今年度は申請できません。
- 交付申請及び実績報告は、提出の期限を超えると受付できませんのでご注意ください。
- 国の補助制度と併用はできません。
- 次に該当した場合は、補助金を返還していただきます。
 - 虚偽の申請その他不正な手段により助成金を受けた場合
 - 5年以内に転居または住宅の所有権移転その他賃貸等を行った場合

問合せ・申込み先 庄内町 建設課 都市計画係

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1 TEL 0234-42-0860（直通）